

東芝機械株式会社  
取締役会 御中

2020年3月24日

株式会社オフィスサポート  
代表取締役 池田龍哉



拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社は、株式会社シティインデックスイレブンス、株式会社オフィスサポート及び株式会社エグザントコーポレーション(以下「弊社ら」といいます。)を代表して、貴社の3月23日付貴社リリース「株式会社シティインデックスイレブンスによる訂正公開買付届出書の提出と当社独立委員会による3月19日付勧告を受けた当社の対応について」(以下、「本リリース」といいます。)を拝見し、下記3点について申し出をさせていただきます。

1. 貴社は本リリースにおいて弊社らが貴社に対して、弊社ら保有株式を売り抜けて利益をあげるため、自己株式を要求したと記載しておりますが、そのような事実はございません。弊社らは、貴社の要請により自己株式取得を撤回事由とする撤回について決定をした旨の3月19日付け訂正公開買付届出書を提出し、かつ、3月20日付け書簡において「自己株式取得を果敢に実行されるといふのであれば、弊社らは当該自己株式取得に一切応募しないということをお約束しても結構です。」と明確に書いているにもかかわらず、貴社はこれを曲解し、あたかも弊社らが弊社保有株式を売り抜けて利益をあげるためのプレッシャーとして活用したなどと、弊社らの誹謗中傷に利用しました。貴社が弊社らの主張を曲解し、自己の利益のみを図り株主共同の利益を害するなど公言して誹謗中傷を繰り返していることは、まさに貴社の「株主共同の利益」に鑑みて到底看過することはできません。
2. 現在の貴社の株価はPBR 1倍を大きく割れており、時価総額と貴社が保有する換金可能性資産(現預金+投資有価証券)がほぼ同等となっており、極めて割安に放置されています。貴社は、弊社らが自己株式取得を貴社に求めることは、弊社らが保有する株式を売り抜けて利益をあげるためだと述べていますが、弊社らは、貴社の株価が極めて割安に放置されている現況において貴社株式を売却する予定はありません。貴社が株主様宛に送付いたしました資料には貴社の経営改革プランが達成された暁には、「当社株価はTOB価格(BPS)を大きく上回っていくものと確信している」と書かれております。弊社らといたしましては、弊社らのためではなく、株主の皆様全員のために、貴社に、自己株式取得による株主還元策によって株主価値を向上し、PBR 1倍という清算価値を超える株価での売却の機会を早急に提供することを要望いたします。
3. 貴社は弊社らが外為法に違反する疑いがあるなどと、偽り、不当な印象操作を行っています。貴社が株主様宛に送付した招集通知補足資料にはオフィスサポートはあたかも、ATRAの直

接の子会社のように記載されておりますが、ATRA とオフィスサポートの間に 3 社あり、オフィスサポートは、ATRA から見て直接の子会社ではなく、孫会社の更に孫会社に当たります（間にある 3 社のうち 2 社は、純資産が数百億円、売上が数十億円の会社です。）。弊社らは、法令遵守が最も重要であると考えており、外為法違反をする意図も、メリットもございません。貴社が弊社らに外為法違反の疑いがあると繰り返し公言しているため、弊社らにおいて財務省にご説明に伺いましたが、財務省からは外為法に違反するとの指摘は一切受けておりません。客観的に誤った認識に基づいて（しかもそれを確認しようともせず）、弊社らに関する不当な印象操作を行うのはおやめください。また、事実誤認に基づくものであることを公にお認めください。

なお、これに関連して、貴社代表取締役の坂元社長の「東芝機械 vs 村上ファンド、大詰め攻防のゆくえ」と題するインタビュー記事における発言についても、曲解や事実誤認、不当な印象操作に終始するものですが（例えば、野村累氏がシンガポール国籍などと何を根拠に発言しているのでしょうか。野村累氏は出生から現在に至るまで日本国籍です。坂元社長の発言に根拠がないことの証左です。）、特に「一種の株価操作なのではないか」「過去にグリーンメイラー的な行為の実績がある」との点は、名誉毀損に該当するものと考えられるので、これ以上繰り返されるのであれば、訴訟提起も検討せざるを得なくなります。本来、株主と経営陣とは手を取り合って企業価値、株主価値の向上を目指すべきです。無用な対立は避けるべきではないでしょうか。

敬具